鳥取市勤労青少年ホーム

改正後

1　集会室等使用料

区分	午前9時～午後6時	午後6時～午後9時
集会室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
ロビー	1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
図書室	1時間につき 100円	1時間につき 200円
講習室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
音楽室(1)	1時間につき 200円	1時間につき 400円
音楽室(2)	1時間につき 100円	1時間につき 200円
和室	1時間につき 200円	1時間につき 400円

備考

1　1時間未満は、1時間とする。
2　冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の 5 割の額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

改正前

1　集会室等使用料

区分	金額
娯楽室	1時間につき 360円
図書室	1時間につき 190円
集会室	1時間につき 500円
講習室	1時間につき 250円
音楽室(1)	1時間につき 450円
音楽室(2)	1時間につき 230円
和室	1時間につき 460円
多目的ホール	1時間につき 1,770円
体育館	1時間につき 3,870円

備考

1　1時間未満は、1時間とする。
2　冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の 5 割の額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

2　体育館・多目的ホール使用料

区分	金額
一般	1時間につき　200円
小学生・中学生・高齢者	1時間につき　100円
障害者等	無料

備考
1　1時間未満は、1時間とする。
2　連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
3　体育館の照明設備の使用料は、1時間につき260円で計算して得た額とする。
4　多目的ホールの冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。
5　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
6　障害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
(2) 介護保険者の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
7　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。